

令和5年分所得税等の確定申告に向けたe-Taxを利用した申告等の周知について (協力依頼)

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税局においては、令和5年6月に「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像2023-」を公表しており、納税者の利便性向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでまいりますので、以下の事項について、一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 自宅からのe-Taxを利用した確定申告について

国税局では、自宅からのe-Taxを利用した申告の推進に向けて、e-Taxの機能改善などによる利便性向上のほか、より多くの方に御利用いただけるよう積極的な周知広報に取り組んでいます。

特に、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面に表示される案内に沿って金額等を入力することで所得税、消費税及び贈与税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。

また、マイナンバーカードを活用することで、マイナポータル連携を利用した給与情報や各種控除証明書の自動入力が可能となるなど、より簡単・便利に確定申告をしていただけるものとなっております。

なお、本年10月から適格請求書(インボイス)制度が開始されており、インボイス発行事業者の登録を受けている事業者の方におかれましては、消費税の確定申告が必要となります。確定申告書等作成コーナーでは、インボイス制度への対応に必要な改修を行う予定であり、事業者の方がスムーズに消費税申告書を作成することができるよう取り組んでいます。

自宅からのe-Taxを利用した申告の更なる推進に向けて、貴会(連合会・組合)におかれましては、別添1及び別添2を活用するなどして、本取組の趣旨・内容について御理解をいただきますとともに、会員(組合員)の皆様やその従業員等の皆様へ周知していただきますよう御協力をお願い申し上げます。

別添1 「確定申告はスマホからできます！」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/02.pdf)

別添2 「マイナンバーカードでマイナポータルと連携して確定申告書に自動入力」

(https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r5_smart_shinkoku/pdf/03.pdf)

2 マイナポータル連携に向けた「給与所得の源泉徴収票」のe-Tax提出について

国税局では、確定申告に必要なデータを、納税者の方が自動的に取り込むことにより、数回のクリックないしはタップで確定申告が完了するといった仕組み(「日本版記

入済み申告書」(書かない確定申告))の実現を目指し、取組を進めています。

マイナポータル連携による自動入力については、年々その対象を拡大しているところですが、令和5年分の確定申告からは、給与所得の源泉徴収票に係る給与情報の自動入力の実現いたします。

自動入力は、事業者の方から「e-Taxで提出された給与所得の源泉徴収票」の情報が対象となり、本来提出義務のない500万円以下の給与に係る給与所得の源泉徴収票でも、e-Taxで御提出いただいた場合には、自動入力の対象となりますので、会員(組合員)の皆様に対して、「給与所得の源泉徴収票」をe-Taxで提出していただくよう周知していただくなど、御協力をお願い申し上げます。

別添3 「給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると、従業員の方の確定申告がさらに簡単に!!」

(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf>)

3 キャッシュレス納付の利用拡大について

国税局では、納税者利便の向上と現金管理等に伴う社会全体のコストを削減するため、令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指し、キャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでおります。

このため、できる限り多くの方にキャッシュレス納付を利用していただけるよう、キャッシュレス納付のメリットを記載したリーフレット(別添4)により、会員(組合員)の皆様やその従業員の皆様への周知や利用勧奨をしていただくなど、御協力をお願い申し上げます。

なお、インボイス発行事業者の登録を受けている事業者の方につきましては、消費税の確定申告後、納税が必要となる場合があります。

その場合は、振替納税又はスマホアプリ納付が大変便利ですので、積極的な利用勧奨への御協力をお願い申し上げます。

別添4 「使ってみると便利です!キャッシュレス納付!」

(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/pdf/0023008-120_01.pdf)

4 年末調整手続の電子化の推進について

国税局では、一連の年末調整の手続のデータ処理を可能とすることで、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担の軽減を図るため、年末調整手続の電子化を推進しており、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(従業員が控除申告書を作成するソフトウェア)の無償提供、マイナポータル連携を利用した自動入力の対象データの拡大に取り組んでいます。

貴会(連合会・組合)におかれましても、パンフレット(別添5)を活用するなどして、会員(組合員)の皆様に対して年末調整手続の電子化について周知いただきますよう御協力をお願い申し上げます。

別添5 「年末調整手続の電子化 e-年調 ～もう書類は必要ありません～」

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf>)

5 税務手続のオンライン (e-Tax) 利用の推進について

国税局では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」を目指し、オンライン(e-Tax)の利用を推進してきたところですが、令和3年10月に規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)に基づき、年間10万件以上の手続(27手続)について、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」が策定されております(令和5年10月20日改定)。

e-Taxを利用することで、手続いただく皆様の利便にもつながりますので、所得税確定申告の自宅からのe-Taxやキャッシュレス納付以外の手続についても、会員(組合員)の皆様及びその従業員の皆様が、積極的にe-Taxを御利用していただくよう、御協力をお願い申し上げます。

別添6 「申告・納税はe-Taxで手続きを!!」

(<https://www.e-tax.nta.go.jp/topics/keikaku.pdf>)